

盛岡広域振興局長告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和2年8月4日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町北日詰字白旗45番1、46番1、46番2の一部、47番1、98番1、99番1、100番、101番、102番、122番1、122番2、124番5、126番、128番、129番及び208番並びにこれらに介在する道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市津志田中央二丁目8番31号 ミネルバ開発株式会社